

規制影響分析書

平成21年3月

規制の名称	障害福祉サービスの適切な利用に関する手続の見直し (障害者自立支援法等の一部を改正する法律案関連)			
主管部局・課室	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課			
関係部局・課室	精神・障害保健課、自立支援振興室			
関連する政策体系				
基本目標	VIII	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること		
施策目標	1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること		
施策目標	1-1	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること		
個別目標	3	サービスの円滑な利用や社会参加を支援するための体制を整備すること		

1. 現状・問題分析とその改善方策(規制の新設・改廃の必要性)

<p>【法律改正の背景】 障害者自立支援法は、平成18年に施行され、現在に至るまでこの法律に基づく様々な障害福祉サービスの充実が図られてきたところである。 今般、障害者自立支援法附則第3条の施行後3年を目途とする検討規定を踏まえ、これまでの施行状況を踏まえつつ、必要な障害福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援するため、制度全般について所要の見直しを行うこととしている。</p> <p>【規制の新設・必要性】 障害者自立支援法では、就労系のサービスなど障害者が地域で自立して生活するための各種サービスの創設を行うとともに、昼夜で様々なサービスを複数組み合わせる利用することを可能とするなど利用者本位のサービス体系としたところである。 一方で、これまで障害福祉サービスを複数組み合わせ利用している者はわずかに止まるなど、必ずしもサービスを適切かつ効果的に利用できているとは言い難い状況にある。 特に、障害者の個々のケースに応じて適切かつ効果的にサービスを利用できるようにするため、指定相談支援事業者からサービス利用計画を作成する支援を受けた場合に、当該支援に係る費用についてサービス利用計画作成費を支給する仕組みを設けているところであるが、このサービス利用計画を利用した者は、平成20年4月現在で、1,919人に過ぎない。 このような状況を受け、障害者が個々の状況等に応じてより適切かつ効果的なサービスを受けることができるよう、障害者の個々の状況をより適切に市町村等が行う支給決定に反映できるようにするため、市町村等は、支給決定の申請を行っている者に対して、指定特定相談支援事業者等が作成するサービス利用計画案(従前のサービス利用計画と同様に障害者の個々の状況を勘案して、その者にとってより適切かつ効果的なサービスの利用計画を定めた計画)の提出を求めることとする。</p> <p>【参考】 社会保障審議会障害者部会「障害者自立支援法施行後3年の見直しについて」 厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/12/s1216-5.html</p>					
現状・問題分析に関連する指標					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 サービス利用計画作成の利	—	—	—	1,429	1,919

用者数 (単位：人)					
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、障害保健福祉部障害福祉課の調査によるものである。 (ただし、平成19年のデータは、サービス利用計画作成費の支給決定者数であり、平成20年のデータは、サービス利用計画作成を実際に受けた者の数である。)					

2. 規制の新設・改廃の内容・目的

内容・目的
様々な障害福祉サービスを組み合わせることで利用することや、障害者等にとって必要な障害福祉サービスが適切に提供されるよう、障害者及び障害児の保護者が支給決定を受ける場合には、指定特定相談支援事業者の作成したサービス利用計画書の提出を求めることとする。
根拠条文
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法第22条 等 ・児童福祉法第24条の3 等

3. 便益及び費用の分析

(1) 期待される便益

<p>【国民、障害福祉サービス利用者への便益】 (便益分類：A) サービス利用の手続きとして、障害者が抱える課題を分析し、どのようにサービスを組み合わせる支援していくべきかを含むサービス利用計画書を参考として、市町村が支給決定を行うことによりサービスの利用者がより適切かつ効果的な障害福祉サービスを利用することが可能となる。 また、適切かつ効果的なサービスの利用により、障害者の地域における自立及び社会参加が促進され、活力ある地域社会の実現につながる。</p> <p>【指定障害福祉サービス事業者等への便益】 (便益分類：A) サービス利用計画書の作成が支給決定につながることで、当該支援に係る給付費が支給されることから、指定特定相談支援事業者の安定的な経営に資するとともに、質の高いサービス提供を通じて利用者からの信頼の確保につながる。</p>
--

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

(2) 想定される費用

<p>【遵守費用】 (費用分類：B) 障害者又は障害児の保護者は、原則として、支給決定の申請の際、サービス利用計画書を他の必要書類とあわせて提出することになるが、実際にサービス利用計画書を作成するのは、市町村又は市町村の委託を受けた指定特定相談支援事業者であるため、利用者に対して過度な負担を求めるものではない。</p>
<p>【行政費用】 (費用分類：C) サービス利用計画書に係る給付費を負担する必要がある一方で、事前に事業者による当該障害者の個々の状況に応じた支援計画が示されることから、支給決定に係る行政の負担は減るものと考えられる。</p>
<p>【その他の社会的費用】 (費用分類：B) その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。</p>

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

(3) 便益と費用の関係の分析結果(規制の新設・改廃の総合的な評価)

<p>障害者等には、支給決定の際に、申請書類の一つとしてサービス利用計画書を提出してもらうことになるが、当該計画書は、障害者等のサービスの利用意向等を踏まえたも</p>
--

のであり、自己決定権が尊重されること、また、障害者等が真に必要とするサービスを利用することが可能となる便益を勘案すると、本規制の新設・改廃は、政策目的を達成する上で適切な手段であると考えられる。

4. 代替案との比較考量

(1) 想定される代替案

サービス利用計画案の作成について、常に障害者等が自身で作成することとし、市町村や指定特定相談支援事業者は作成に関与しないこととする。

(2) 代替案の便益及び費用の分析

①期待される便益

【国民、障害福祉サービス利用者への便益】（便益分類：C）

地域にどのような資源があり、どのようなサービスが利用できるか等の情報を障害者自身で収集しなければならず、また、障害の程度や状態について、より専門的な判断が必要な方についても障害者等の判断に基づき計画を作成した場合、適切な障害福祉サービスが提供されない恐れがある。

【指定障害福祉サービス事業者への便益】（便益分類：C）

事業の安定的な経営が困難となり、事業者の提供するサービスの質が低下することから、利用者の信頼を得られない。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

②想定される費用

【遵守費用】（費用分類：C）

障害者等は、自身で作成したサービス利用計画案を、支給決定の申請の際に提出するという負担が生じるが、現行においても、支給決定を受ける際には、所得の状況を証明する書類等、様々な書類の提出が義務づけられているため、負担が大幅に増大するものではないと考えられる。

ただし、計画を作成するために必要な情報等の収集については、負担となる可能性がある。

【行政費用】（費用分類：B）

市町村は、支給決定の際に障害者等の作成した計画案を参考として支給決定を行う手続が必要となるが、現行においても、支給決定を行う際には、所得の状況や障害の程度区分等を勘案することとしており、勘案事項が一つ増えるという観点からは、負担が大幅に増大するものではないと考えられる。

【その他の社会的費用】（費用分類：B）

その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

③便益と費用の関係の分析結果(新設・改廃する規制との比較)

代替案においては、障害者等に新たな負担が生じる可能性があり、障害者等に必要障害福祉サービス事業が適切に提供されない恐れが生じるため、新設する本規制の方がより適切な手段であると考えられる。

5. 有識者の見解その他関連事項

今般の法改正に当たっては、平成20年4月から平成20年12月まで、社会保障審議会障害者部会において、全19回にわたり検討が行われてきた。

また、平成20年3月から平成20年7月まで、障害児支援の見直しに関する検討会において、全11回にわたり検討が行われてきた。

これらの審議会等では、障害福祉サービスの関係者や当事者を始め、様々な分野にわたる学識経験者及び利害関係者が参加しており、多様な観点から障害者自立支援法の改

正等について御議論いただいたものであると考えている。
今般の改正は、この審議会等での意見を反映した報告書をもとにしており、各立場からの意見が十分に反映されていると考えている。

6. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件

改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、当該改正法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。